

(地方・消費者問題に関する特別委員会)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

案（閣法第五二号）（衆議院送付）要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、国から地方公共団体又は都道府県から市町村への事務・権限の移譲等に関する事項

住民に身近な行政を地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするため、国から地方公共団体又は都道府県から市町村への事務・権限の移譲、地方公共団体への権限の付与、地方版ハローワークの創設等を行うこととし、関係法律の改正を行う。

二、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直しに関する事項

地方が自らの発想でそれぞれの地域に合った行政を行うことができるようにするため、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直しを行うこととし、関係法律の改正を行う。

三、施行期日

この法律は、一部を除き、平成二十九年四月一日から施行する。